



ご挨拶

平成23年度日本弁理士クラブ幹事長 榊澤 聡

はじめに

平成23年2月1日より、日本弁理士クラブ幹事長の重責を担うことになり、既に活動も半分以上過ぎようとしておりますが、この場をお借りして一言ご挨拶申し上げます。

本年度は、就任1か月程度過ぎた3月11に、東日本大震災で、未曾有の被害が発生致しました。今までに経験したことのない大きな災害であり、原子力発電所の放射能漏れなどもあり、予期できないことが多々生じると思われます。

そして、日本弁理士会としても対応しなければならない多くの問題が発生することも予想され、それらに対するバックアップが必要と思われます。この地震により産業界に大きな影響が表れてくると考えられますが、我々弁理士業界も当然にその影響があり、弁理士の果たす役割を真剣に考える機会が与えられたものと感じられます。

また、これらの影響も含め出願件数の減少が続くと思われる中、弁理士試験合格者が多数輩出されるなど、必ずしも明るい将来が期待しにくい中、希望の持てる弁理士の資格としていけるように、サポートすることが必要と思われます。

この一年間、幹事長としての重責を果たすため微力ながら全力を尽くしますので、ご支援、ご協力の程、宜しくお願いいたします。

幹事会の構成

本年度の正副幹事長は、就任時には全員30代から40代と若い構成であり、バイタリティがあふれる中でも、斬新かつ繊細に会務を進めていけると考えております。考える中でも、会務を遂行する上で必要

なことは把握しつつ、新しい意見なども取り入れていきたいと考えております。

幹事会内では、石橋良規副幹事長（南甲）が庶務、総会、例会及び相談役などを担当し事務方として全体をまとめ、伊東忠重副幹事長（PA）が会計、会報及びホームページなど財政および電子媒体などを利用して日弁親派の拡大を担当し、香原修也副幹事長（無名）が政策、慶弔、ボーリング、テニス及びゴルフなどの政策及びスポーツ関係を担当し、木戸良彦副幹事長（春秋）が新年会、旅行及び規約などの親睦関係を担当し、鈴木俊之副幹事長（稲門）が研修及び広報と会員及び会員外の研修による研修のみならず日弁親派の獲得を担当しております。

また、政策委員長は水野勝文委員長（無名）にお願いし、各派の意見を取りまとめた上で日弁としての政策提言をして戴いております。

今年度の活動方針

今年度も政策委員会を中心に、短期、中長期ビジョンの検討を進めていきます。そして、クラブ内のみならず、日本弁理士会、ひいては国民のためになるような施策を提案したいと考えます。そこで、会員の皆様からの積極的な提言や、アドバイスをお待ちしております。

具体的には次のようなことをして参ります。

第1に、奥山尚一会長を、日弁の総力を結集して、政策などを含め全面的にバックアップする。

本年度は、日本弁理士クラブとして日本弁理士会に送り出している奥山尚一会長の1年目の任期になります。

特に、今年度は会長選挙がない分、会長選挙への

ご挨拶

労力を奥山執行部に向けることができるので、奥山執行部の政策を実現させるため日本弁理士クラブの総力を結集して、全面的にバックアップすることを第1の活動方針としています。

第2に、積極的な政策提言、財政を見直し、常に会長選挙に臨めるような基盤を形成し、節度ある強い会派とする。

昨年日本弁理士会役員選挙以降、会員数が略9千人になり、全会員の半数以上を占める無会派層にもアピールする選挙運動の重要性が高まり、従前以上に選挙に労力と、資金がかかるようになってきています。日本弁理士クラブとしては、常に十分な選挙運動を行えるだけの財政基盤を準備しておくとともに、従来よりさらに将来を見据えた積極的な政策提言をする必要もあり、常に国民視線に立った節度ある意見の提言を致します。

第3に、無会派層に対して、日弁の存在をアピールし、日弁会員および親派の増員を図り、会員から必要とされる日弁にする。

増加の一途をたどる無会派層を当クラブの会員として勧誘できることに越したことはありませんが、

勤務弁理士や企業弁理士の比率も高く、直ぐには望めない現実があるので、日本弁理士クラブの存在をアピールし、日本弁理士クラブの親派の増員をはかる必要があります。

本年度はその一貫として、日本弁理士クラブのメルマガとして「日弁メルマガ」を再開し、日本弁理士クラブ、或いは、日本弁理士クラブを構成している、春秋会、P A会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブの各会派が実施している、研修会、就職懇談会、口述練習会などの案内をメインに考えています。

最後に

今年度はこれから役員選挙があり、役員選挙に向けて全力で向かっていく必要がありますので、ぜひご協力ください。

また、残り4か月以上ありますので、奥山執行部をサポートしていくとともに、日弁としても親派獲得その他進めなければならないことが多々ありますので、引き続き本年度幹事会への、ご支援、ご協力のほどを、よろしくお願い致します。



6ヶ月目のご挨拶

日本弁理士会会長 奥山 尚一

平成23年度の日本弁理士会執行部も4月1日よりスタート以来、既に6ヶ月が経ちました。昨年の11月から準備を始めて、挨拶回りから勢いよく走り出し、定期総会も無事に終え、支部回りをし、やっと落ち着いたと思ったら暑い節電の夏が来ました。いま12月の臨時総会に向けての準備を行っております。この間日本弁理士クラブの皆様方には、陰に陽にご支援とご指導を頂き感謝申し上げます。また、大変な努力をいただいている副会長及び執行理事の皆さんにも、会長としてお礼を申し上げます。

日本弁理士会を少しでも会員の皆様の役に立つ組織にしようという決意で努力して参りましたが、その成果はありましたでしょうか。これからも忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思っております。そのために、この半年と、これからの予定について簡単にまとめたいと思います。

弁理士法の改正

これまでの半年の間に、弁理士法改正への足がかりを築くことができたと思っております。おそらくは平成26年の通常国会に弁理士法の改正を上程できるようになるのではないかと予想しております。これまで、弁理士法改正特別委員会にお諮りし、特許庁や日本弁理士政治連盟の方々とも相談の上、下準備を重ねて参りました。まだ、議論は緒に就いた段階でしかありませんが、これからも会派の皆様の見解をはじめとして、広く意見を伺いながら着実に進めていかなければならないと思っております。

本年度の執行役員会の気持ちとしては、今度の弁理士法の改正は、これまでの法改正の集大成という

か、よかった改正点をしっかり残して育てていき、必ずしもうまくいっていない点をきっちり直して、今後の20年、30年に備えることができるようにしなければいけないと思っております。

我々弁理士の社会的地位は、近年の法改正によって格段に向上しました。諸先輩方の努力のおかげです。しかし、その中で積み残されてしまった問題もあります。弁理士試験における多くの免除規定のように、個々の規定を見るとその時点ではベストの選択と思われたことでも、それがいくつ重なってしまうと、総体としてどうもおかしいということもあります。

このような問題点を直すと同時に、これからの弁理士制度がどうあるべきなのかをきちんと見据えていきたいと思っております。われわれは特許庁に対する手続きの代理業を中心としております。その上で、コンサルテーションにしる、著作権業務にしる、いろいろな業務に仕事の枠を広げていかなければなりません。そうした弁理士の業務を支えることができる弁理士法にする必要があります。

弁理士の発言力の向上

もう一つ、この半年間努力してきたつもりでおりますのは、弁理士の発言力を高めるということです。日本弁理士会の発言力ではありません。執行部が偉そうなことを言って、それで済ましてはだめだと思っております。個々の委員会、個々の附属機関、個々の弁理士が、それぞれに外部に対する発言力を高めて、積極的に意見を言っていかなければいけないと思っております。また、全国に設立がなった支部もそれぞ

れ独自に活動して、各地域での弁理士の存在感を高め、発言力を高めていかなければいけません。そういう力があって、初めて弁理士という職業が尊敬されるようになるのでしょうか。基本的には、執行部はそういった自発的な力が十分に発揮できるように、全体的な舵取りをし、場を提供することが重要です。

そのために、特、意、商の専門委員会は、第1委員会と第2委員会に分かれていただき、より積極的に外部へ発信できる体制を作る試みをしてみました。また、いま意匠法の改正が検討されていますが、ヘーグ条約への加盟の話もあって、大きな改正になる可能性を秘めています。これに対して、一貫性をもって、日本弁理士会全体として取り組んでいけるようにワーキンググループを立ち上げました。意匠法の改正についてはこれから紆余曲折があるだろうと思いますが、日本弁理士会としては、一つの委員会に任せるのではなく、多くの委員会と附属機関からの意見を拾い上げつつ、法改正がなるまで一貫した体制で取り組んでいきます。

研修の機会

今回の特許法等の改正についての研修は、必須科目とさせていただきます。したがって、個々の会員が属する70単位の受講グループ分けとその受講期間とは別に、再来年の平成25年3月いっぱいまでにこの研修を受講しないと、その会員は処分の対象となります。執行部としては、会員の皆様が、座学にせよ、Eラーニングにせよ、十分な受講の機会が保証されて、再来年と言わず改正法の施行までには、全員が研修を受けているという状況を作りたいと努力しています。また、米国の特許法の大改正も成立しました。これについてはすでに8月に研修を行っていますが、今後も積極的に研修の機会を設けていきたいと思えます。5年間で70単位という継続研修は大変だろうとは思いますが、その中で、必要な研修をしっかりと受けて、自然に70単位が達成できるような状況を作り出していきたいと考えています。そのほかにも、研修所と各支部に協力をお願いして、

会員が受けたいと思うような科目を提供していきま

これからのこと - 臨時総会

本年12月には臨時総会を開催します。ここでは多くのことを議論しなければなりません。まず、日本弁理士会の対外的な支援活動は次のレベルへ移行しなければなりません。これは、日本弁理士会が外からの社会的要請にどう応えるか、これまでの会内にある枠を壊して進むべきなのかという問題です。これについては、いくつかの規則を改正します。また、手続き的に、総会の委任状が集まりにくくなっているという問題があります。これに対しても、大胆な提案をしたいと思っています。さらに、継続研修の未受講者の問題も大きくなってきています。継続研修についての賛否の意見はいろいろ伺いますが、それは別途考慮するとしても、現行の弁理士法の枠組みでは未受講者の処分をどう行っていくのかが問題です。どうすればいいのか慎重に検討中です。そのため規則改正も提案します。

そして、次年度

本年度もあと半年残しており、事業計画でお約束した事項のうち、未だ手を付けていないものがいくつかあります。これにはしっかり対応していくつもりでおります。同時に、平成24年度の役員選挙の様相次第で、11月1日には次年度会務検討委員会が立ち上がるかもしれません。副会長予定者ともに、早くも次年度の構想を練っていかねばなりません。この段階で皆様のご意見を頂戴することは非常に重要になります。もちろん副会長候補者の方々にお話しいただいてもいいのですが、会派の方々から直接意見を伺う機会も設けたいと思っております。

これからも日本弁理士会の執行部へのご協力とご鞭撻を頂きますよう、よろしく申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 井出正威

1. はじめに

4月に副会長に就任致しました日本弁理士クラブ推薦の井出正威（いで・まさたけ）でございます。今年、熾烈な会長選挙の結果当選した日本弁理士クラブ推薦の奥山尚一会長の任期一年目にあたりますが、早くも約半年が経過しました。昨年の選挙から、本年度の定期総会を経て現在に至るまで、日本弁理士クラブの会員の皆様には、変わらぬ御支援御協力を頂き、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

2. 主な担当会務の状況

本年度も例年通り8名の副会長で会務を分担しておりますが、私の担当は、研修所、特許制度運用協議委員会、知財経営コンサルティング検討委員会となっております。以下、これらの活動状況について御報告します。

(1) 研修所

研修所の業務は年々増加しており、旧来から行われている会員向けの研修及び新人研修だけでなく、法定研修として特定侵害訴訟代理業務に関する所謂能力担保研修の他、平成20年度から実務修習が加わり、また、同年度からの継続研修制度の導入により、その企画・運営・管理・審査・eラーニングの業務が加わり、さらには知財ビジネスアカデミー（IPBA）事業も統合されるに至っております。

このような大所帯の研修所ですので、役員会に提出される起案の数も多く、多額の予算が投入されておりますが、役員会としては、適正な予算の下に有意義な研修が提供されるように留意しております。また、できるだけタイムリーな研修を会員に提供で

きる事が重要と考えているところです。

また、昨年あたりから、座学研修の申し込みの競争率が激しくなり、申込開始から数日も経たずに満員になるという状況が続いており、座学研修機会の増加、TV中継やeラーニングの更なる活用の検討も必要になっていると感じているところです。

本年の最大のトピックとしては、継続研修の必修科目として「平成23年度特許法等改正説明会」が指定されたことが挙げられます。必修科目の指定としては、平成23年3月末日に修了した平成20年度の特許法改正及び不正競争防止法改正に続いて2回目となります。

平成23年度特許法改正法は、(i)通常実施権等の対抗制度の見直し、(ii)冒認・共同出願違反の出願に係る救済措置の整備、(iii)特許法第30条の新規性喪失の例外の拡充、(iv)紛争の迅速・的確な解決のための審判制度の見直し等を内容とする重要な改正であるため、その改正法説明会の受講が継続研修の必修科目に指定されました。

具体的には、全会員（免除者を除く）が、下記科目を下記受講期間までに受講して単位を取得しなければなりません。

科目名：「平成23年度特許法等改正説明会」

（日本弁理士会主催または特許庁主催）

受講期間：平成25年3月31日まで

特許庁主催の改正法説明会は、本年9月から10月に全国で行われ、その内容は11月頃からeラーニングコンテンツとして弁理士義務研修システムで配信されます。日本弁理士会主催の説明会は既に数回開催しましたが、11月以降再度開催する予定です。

なお、この改正法は平成24年4月近辺に施行されることとなりますので、施行日前までには上記必修科目を履修し、改正法の内容に習熟しておくことを強くお勧めします。

必修科目を受講期間内に受講しない場合、最終的には会則第49条第1項に定める厳格な処分がなされる場合がありますので十分にご注意願います。

(2) 特許制度運用協議委員会

対特許庁の事務的事項についての改善、法解釈、運用等に関する特許庁及び他の団体との協議、ペーパーレスシステムの改善に関する調査及び研究並びに特許庁及び他の団体との協議、及び、これらに関する会員への周知等をお願いしています。

また、本年は、3月11日に東日本大震災があり、それに関する手続期限の延長、計画停電でオンライン出願ができない場合の緊急避難手続等についても、特許庁からの情報を会員に発信してもらっておりません。

昨年後期の対庁協議が残念ながら東日本大震災の影響で延期されてしまい、その協議結果が特許庁から未だ得られておりませんが、本年度の協議結果と共に早急に会員に公表されることとしますのでご期待ください。

(3) 知財経営コンサルティング検討委員会

弁理士が行う知財経営コンサルティングの調査・検討・提言、コンサルティング手法と研修用教材の開発、研修やセミナーへ協力の他、本年は、弁理士が行うコンサルティングを外部へどのように広報していくべきか、また、弁理士が広くコンサルティング分野に進出できるように業務標準に掲載するコンテンツについても検討してもらっています。

弁理士が行える多様なコンサルティング手法を研究してもらっておりますが、さらに、その手法を用いたコンサルティングトライアルを中小企業の協力を得て行い、その成果を会員研修に還元するようにして頂いております。

定員50名の委員会ですが、本年度は多くの希望者が集まり、一部の希望者にはお断りせざるを得なかった程の人気委員会となっており、弁理士の新規業務開拓としての成果に御期待ください。

3. まとめ

上記項では現在検討中の重要な項目のみ挙げましたが、その他色々な場面で御意見や御協力をお願いすることになると思います。

残された任期を弁理士会のために全うすべく全力を尽くす所存ですので、今後ともよろしく御協力と御支援の程お願い申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 西 出 眞 吾

はじめに

日本弁理士クラブ並びに春秋会からご推薦を頂き、平成23年度日本弁理士会副会長を拝命しております西出眞吾です。筒井前会長の執行役員会からの引継ぎ直前に未曾有の東日本大震災が発生しましたが、ここまで順調に会務を遂行できたのも日本弁理士クラブの皆様の暖かいご声援とご支援の賜物であると、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。

4月にスタートした奥山尚一会長の執行役員会では、監事会、常議員会、総会、財務委員会、知財戦略検討委員会を担当しています。約6カ月が経過した現在の会務進捗状況と今後の課題について報告いたします。

常議員会及び定期総会

4月13日に第1回常議員会を開催し、11名の執行理事（6名の常議員と5名の非常議員）の選任と常議員会内に審議委員会を置くことを承認いただきました。

連休明けの5月9日に、定期総会の前置である第2回常議員会を開催し、第1号議案から第10号議案の全ての議案について承認いただきました。これに続き、5月27日に定期総会を開催し、ここでも全ての議案について承認いただきました。

第2回常議員会及び定期総会における主な議案は、今年度の事業計画と、会費の値下げ及び会館施設整備等準備基金積立金の積立の一時的凍結を含む予算です。会費の値下げと会館施設整備準備基金積立金の積立の一時的凍結の必要性について簡単に説明いたします。

〈弁理士の会費〉

弁理士の会費は、昭和61年に会館購入借入金返済するためそれまでの11,000円／月から15,000円／月に値上げされ、また平成3年には、事業拡大のため20,000円／月に値上げされました。

平成13年に会館購入借入金を完済したため会費の値下げが検討されましたが、改正弁理士法への対応事業の増加や弁理士登録費の値下げがあったため据え置きされた経緯があります。それ以降、会費の値下げについての議案は総会に上程されていません。したがって、今回の議案は平成3年から数えて20年ぶりの上程であり、近年初めての値下げ議案です。平成23年10月から平成24年9月までの会費は、時限的に15,000円／月とし、平成24年10月以降の恒久的な会費の額については、今年度の会務執行状況を見ながら検討を加え、次年度の総会にて会員の皆様に諮るという内容です。

そもそも会費の値下げは、ここ数年来、会員の皆様からの要請であり、また会員数の増加によって会費収入が増加し、繰越金（内部留保金）も増加したことが発端です。平成22年の収入決算額が23億円、支出決算額が22億円であるのに対し、繰越金が15億円になっています。日本弁理士会などの非営利団体の繰越金は、一般的には支出決算額の30%以下が適切な値であるといわれていますが、これからすると支出決算額の60%以上もある15億円の繰越金はやはり多過ぎると言わざるを得ません。

15,000円／月の値にしたのは、会務活動のレベルを下げない範囲（同じ質の事業を安く実行できる範囲）で、下げられる限度をはじき出した結果です。ただし、収入のほとんどは会費収入ですから会員数

の推移次第で収支バランスも変わります。したがって、この先は何年かごとに会費の見直しをすべきかと思われまます。

現在、繰越金の適正額については財務委員会に審議委嘱しており、間もなく方向性が示される予定です。

＜会館施設整備等準備基金積立金＞

平成15年に設立された当該基金積立金は、日本弁理士会館、分室、支部等の会館施設の建設・拡充・整備のために設けられた基金であり、会員1人に付き20,000円の会費の中から1,500円／月が積み立てられ、現在10億円に達しています。

一方において、平成17年に全国に9支部が設置され、その後においても北海道支部や近畿支部の整備等を含め、各支部の施設整備は一区切りついたと言えます。

したがって、これを機会に1,500円／月・人の積み立てを2年間凍結し、その間に当該基金の必要性を議論することが適切であると考えます。議論の結果、必要ならば積立金を見直し、不要ならば積み上げた基金の処理を実行する予定です。この問題は全国的に広く意見を聴取する必要があるため、現在、常議員会の審議委員会あてに審議委嘱を出し、今年の年末前後に報告を頂く予定です。併せて日弁の皆様にもご意見を伺います。

監事会

監事会では、毎月1回、前月の会務の執行状況（会務報告）と前月の決算（財務報告）について監事の皆様からの監査を受けます。財務委員会の担当でもあり、また官房役でもありますので、会務の執行状況と決算の両方を担当しています。監事の皆様から毎回貴重なご提案をいただいております。また会務の執行状況は実際の進捗より1カ月余り遅れるので、忘れてしまっていることも多々ありますが、執行役員会には、監事会での報告をイメージしながら臨むように留意しています。

監事会では会務報告と財務報告の両方を担当していますので、長濱範明執行理事に補佐していただ

ています。

財務委員会

財務委員会には、既述した繰越金の適正額に関する審議委嘱と、予算の適正化に関する審議委嘱を検討していただいています。繰越金の適正額については他士業団体の状況を調査し、日本弁理士会としてはどうあるべきかを検討していただいています。また、予算の適正化については、現在の会規では予備費の取り崩しが常議員会の承認を必要としている（日本弁理士会経理規定第16条第2項「予備費を使用する必要が生じたときは常議員会の承認を得てこれを行う。」）点の見直し、すなわち、定期総会にて承認済みの予備費を使用するのに再度常議員会の承認が必要か否かを、予算編成を適切に行う観点から検討していただいています。

なお、財務担当副会長の業務として収支伝票のチェックがあり、これに少々時間がかかります。

知財戦略検討委員会

今年度新設した委員会であり、主として企業に勤務している会員又は企業に長年勤務していた会員に参加いただき、企業内における弁理士の活躍の場を検討したり、日本弁理士会が提供すべきサービスを提言したりしていただく委員会です。参加し易いように開催時間を平日の夜に設定しています。年齢、勤務先企業の業種ともに多岐にわたり、また議論も極めて闊達です。年末の Patent 誌に活動状況を報告する予定です。

今後の課題

今年度の事業計画のうち当面実施すべき事項は進み始めましたが、重要項目も多々残っています。また、継続研修の未受講者処分の問題など、新たな問題も発生してきました。また、従来問題とされてきた総会の委任状についても電子委任状を併設することを検討しています。今年の12月9日（金）に第1回臨時総会を予定していますので、会員の皆様にお諮りする予定です。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 吉 井 剛

1 はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により、奥山会長を補佐すべく、本年度の副会長を務めさせて頂いております。

就任して約半年があっという間に過ぎてしまいました。

週一回の役員会、関係部署への出張、各種ミーティング、忙しさは想像以上でした。

地方出身の先輩のご忠告通り、残り半年、東京に部屋を借りた方が楽かもしれないと真剣に思っているこの頃です（今は地元新潟から東京へ通っており、帰れないときは東京に宿泊しています。）。

以下に、私が担当している各委員会等の会務状況について、ご報告させていただきます。

2 会務状況

(1) 北海道支部及び北陸支部

支部総会への出席等が現時点までの主な会務です。

(2) 選挙管理委員会

ご存知のとおり、毎年の役員選挙の段取りが主な職務であり、選挙が近くなってきているため、いよいよ選挙管理委員会の登場となってきました。

なお、定例の委員会では、上記の段取りの他、昨年選挙のような期間後到達の無効票を出来るだけ少なくするための方策等の検討を行っております。

(3) 綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、コンプライアンス委員会

これらは所謂会員関係の委員会と呼ばれ、

会員に生じるトラブル等を処理する委員会です。案件数が結構あり、また、所謂知財と全く関係がない職務のため、極めて厄介です。中には、こんなことでクレームをつけられる弁理士がいるのかと驚くようなものもあります。

この会員関係は大変ですが、執行理事の和田弁護士、更に、弁理士会事務局のお力添えを頂き、頑張っております。

(4) 登録審査会

弁理士登録を申請した者の弁理士会入会を拒否する場合等にかかれる会で、弁理士会がその申請者の入会を拒否したことが妥当かが審査されます。

なお、近日中に開催が予定されている案件が1つあります。

(5) 意匠委員会

ご存知のと通りの委員会で、杉本執行理事とともに、頑張っております。

今年は主に提言等を行う第1委員会と、主に実務を検討する第2委員会とに分かれており、従来から行われている意匠委員会の活動に加え、近い将来に予定されている意匠法改正、ヘーグ条約加盟等についても活発に議論及び活動がなされております。

(6) 継続研修未受講者処分検討委員会

継続研修未受講の会員をどのように扱うのかを検討する委員会であり、特許庁との打ち合わせを重ね、ようやく、処分スキームが固まって参りました。

本年度の臨時総会で皆様のご承認を頂き、新処分スキームをスタートさせて頂く予定ですので、是非、ご協力下さるようお願い申し上げます。

(7) 会員サービス向上ワーキンググループ

このワーキンググループの目玉は何と言っても、先日スタートした会員マッチングシステムです。このシステムは、会員同士の提携、引き継ぎ等をお手伝いする極めて便利なシステムです。是非ご活用下さい（詳しくはパテ

ント誌をご参照下さい。).

3 終わりに

会員問題は、これまで自分が行ってきた弁理士の仕事とは異質です。そして、身内(弁理士会の会員)を対象とするため、種々の意味で極めてデリケートであり、結構神経を使い且つ疲労します。残り約半年、全力で頑張り、終了後、美酒を全役員で飲みたいと思っています。

今後ともご支援よろしくお願い申し上げます。





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 杉 村 純 子

1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により副会長を拝命させていただきます。杉村純子でございます。会員の皆様には大変にお世話になっており、日頃の会務へのご協力に厚く御礼申し上げます。執行役員会におきましては、総合政策企画運営委員会、弁理士法改正委員会、国際活動センター、産業競争力推進委員会、アミカスブリーフ委員会、弁理士推薦委員会、裁判所関係の担当をさせていただきます。

これらの会務報告の詳細につきましては、本年度の Patent 誌に掲載させていただく予定ですので、今回は視点をかえて感想も交えながらご報告させていただきます。

2. 総合政策企画運営委員会

本委員会は、昨年までの総合政策検討委員会、知的財産政策推進本部、インターン制度運営委員会が統合され、新しく創設された委員会です。岡部譲委員長のもと、毎回白熱した議論がなされております。経験が豊富な先生から若手の先生まで幅広い年齢の先生方に委員会にご参加いただき、また、弁理士法改正委員会の委員長等、将来の弁理士像に関与する事項を検討していただいている会員にもご参加いただき、弁理士会および弁理士の未来についての議論が展開されています。また、若手の先生からも積極的なご発言があり、「活性化」・「活発化」の文字がピッタリのスピード感あふれる委員会です。議論が白熱しすぎて発散してしまうことを岡部譲委員長が中心になってうまくまとめていただき、迅速に答申書が準備されて役員会に起案していただいております。

直近では、知的財産推進計画2011が6月3日に公表されたことに基づき、当該推進計画を迅速に分析して、弁理士会としてなすべき事項および関与することが好ましい事項を検討いただきました。この検討事項に基づき、各委員会、附属機関に実施のご協力をお願いしたところです。委任状のあり方を中心とした総会関係についても答申書をいただき、今後は例規委員会で会則等のご検討がなされることとなっております。今後も、将来の弁理士制度のあり方を中心に、知的財産推進計画2012策定に関する提言内容の検討等がなされていく予定です。

3. 弁理士法改正委員会

本委員会は、昨年までの弁理士法改正特別委員会、試験制度検討委員会が統合された委員会です。伊丹勝委員長のもと、総合政策企画運営委員会の委員長にもご参加いただき、将来を担う若手・中堅の会員を中心に、改正項目について検討をしていただいております。弁理士法改正については、弁理士会全体で知恵を出すべきであるとの考えの下、関連する委員会等に弁理士法改正項目の要望をお聞きして、ご要望があった改正項目をまとめています。また、弁理士法改正に向けて、執行役員会では委員会と連絡を取りながら外部との非公式の話し合いも開始しています。弁理士法改正は、今後、2012年に国の調査・研究事業が行なわれ、2013年に産業構造審議会が開催され、2014年の通常国会での法案提出と進む予定です。今年は、そのための土台・骨組み構築の年です。弁理士が知的財産の中心的人材として活動できるように、現在は委員会と執行役員会が一丸となっ

て、土台・骨組み構築に取り組んでおりますので、日本弁理士クラブの皆様のご協力を今後ともよろしくお願い申し上げます。

4. アミカスブリーフ委員会

本委員会は、本年度新設された委員会で、重要裁判事件に関する意見の取り纏めや公表、日本版アミカスブリーフ制度についての検討・提言を行なっている委員会です。先般、AIPLAが弁理士会に来日した際に、アメリカで活用されているアミカスブリーフ制度の情報を収集し、「日本版アミカスブリーフ制度」を検討・構築しています。黒川恵委員長を中心に、弁護士・弁理士、裁判所調査官経験弁理士、訴訟の経験豊富なベテラン弁理士にもご参加いただき、中堅、若手弁理士を中心に模索しながらの議論が展開されています。特に侵害事件等の民事事件については、日本では判決されるまで当事者の準備書面等が手に入らず詳細な主張・立証が不明の状態ですので、強制加入団体である「日本弁理士会」がどこまで意見が出せるのか、双方の当事者や代理人が弁理士会会員の場合に、一方の会員を応援するような形になってしまうことはないのか等の試行錯誤の検討が続いております。一方、事件についてのトライアル案件として、「アミカスブリーフ」がまとまりつつあるようです。

5. 産業競争力委員会

本委員会は、近年注目されている模倣品問題に対して様々な方向からアプローチして検討している委員会で、委員を公募した際に人気の高い委員会の一つでした。このことを反映しているかのように、松井孝夫委員長を中心として企画・運営される事業は、まさに「旬」のものばかりです。ACTAに関しては、当初より積極的に検討しており、10月1日にACTA条約の締結調印がなされました。9月には、中国成都での中華商標協会フェスティバルに参加し、国家工商行政管理総局の関連団体である中華商標協会（政府系の方が幹部を構成）と当会との意見交換会

を開催いたしました。通常の講演が終了した後の20時からの開催となり、双方活発な意見交換がなされましたが、22時には会場の空調が止められてしまい、22時半に終了という盛況振りでした。報告書は今後電子フォーラムに掲載されます。弁理士と中華商標協会との交流は今年10年目を迎え、今後は、より実質的かつ活発な意見交換をする方向での交流を構築していくことを双方で確認いたしました。会場となった成都是高層ビルが立ち並ぶ都会でしたが、交通法規はあってないようなものでルールは自己流。タクシーで「急いで」と言えばハンドルを切って反対車線逆送！信号は赤でも関係なし！スリルと四川文化を堪能するとともに模倣品問題解決には、国民性を理解することも必要だということを感じました。

今後、税関との意見交換会やJETROとの協力関係構築、IIPPFのミッション参加等が企画されており、また研修もWCOセミナーや外務省の中国科学技術担当の方や、韓国JETROの方を講師に迎えた多彩な研修を提供しています。

6. 国際活動センター

3月11日の東日本地震の後、4～6月にかけて予定されていた海外知財団体や海外官庁の来日が取消・延期された結果、秋以降、予定が目白押しになっております。特に今年は米国特許法の大改正がなされ、9月のAIPLA来日研修会でも改正内容を紹介いたしました。今後は国際活動センターが中心となって会員向け研修会を複数回開催し、情報をタイムリーに提供していく予定です。また、11月にはOHIMからの講師による欧州意匠・商標制度についてのセミナーを開催します。数年後の日本の意匠改正に参考となる有用な情報が取得できるものと期待しています。近時、グローバルネットワーク化が叫ばれており、当センターは弁理士会内で重要な役目を担っております。西島孝喜センター長を中心に、米国のみならず、アジア、ヨーロッパ、WIPO等の各団体・機関から会員に有用な情報を入手し、主として電子フォーラムに掲載して提供するとともに、

日本の情報を海外に発信してプレゼンスを高める活動を積極的に行なっております。また海外での知財会議にはスピーカーを派遣して、日本の知財制度を紹介する活動も行なっています。テリトリーが広いのですが、部会ごとに積極的な企画・運営がなされており、まさに弁理士会の外務省として活動をしています。

7. 弁理士推薦委員会

外部から弁理士の推薦があった場合に、適切な人材を外部に推薦する委員会です。清水善廣委員長を中心に、客観的な基準に基づき、面接等を行なう等して、執行役員会に適任者を推薦していただいております。



中華商標協会との意見交換会

ります。外部からの推薦も多様化しており、適任者を探すことは大変に難しいことですが、公募や他の委員会等のご協力のもと運営していただいております。今後も、試験委員や裁判所調査官の推薦等、種々の推薦依頼があり、公募をする予定ですので、ぜひご興味がある会員は積極的に応募くださいますようお願い申し上げます。

8. 終わりに

以上、担当させていただいている委員会等の活動を報告させていただきました。日本弁理士クラブの会員の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



中華商標フェスティバルでの清水判事を含めたパネリスト



中華商標フェスティバルの開会式



常議員とは

日本弁理士会常議員 金井 建

日本弁理士クラブからご推薦頂き、本年度から常議員を務めさせていただいています。

常議員とはどういう役員なのか、どういう活動をしているのか、また、日本弁理士会にとってどういう位置づけであるかにつき、私なりに説明させていただきます。

1. 常議員とは

常議員は日本弁理士会に置かれた6つの役員の一つで（役員：会長、副会長、常議員、執行理事、監事および外部監事）、60人が選任されています（会則第61条）。選挙で選ばれた常議員の任期は、その選挙があった年度の次年度の4月1日より2年となっており、半数の30人が毎年選挙で新たに選任されます（会則第63条～第65条）。

気をつけなければならないのは、日本弁理士会で設けられている以下の委員会の委員を兼ねることができないことです（会則第62条第2項）。綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、登録審査会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、および、コンプライアンス委員会です。

常議員に選出される会員は各種の委員会でも活動されている方も多く、特に上記選挙管理委員会の予備的活動、例えば各会派の選挙関係の活動もできなくなりますので、注意が必要です。

2. 常議員の活動

常議員の活動については、会則第78条に常議員会の審議事項が記載されています。詳しくは会則をご確認いただきたいのですが、その中の主な活動とし

ては、「総会に付する議案に関する事項」（会則第78条第1号）の審議があります。常議員会で審議され承認された議案は、総会の議案になります。大体月に1回常議員会が開催され、審議の後、粛々と承認されていきます。

しかしながら、常議員会は、明確な審議機関としての権限は与えられていません。執行理事の過半数は常議員を兼ねるため（会則第63条）、選挙を経て選出された常議員が常議委員会で果たすべき役割につき、再考する時期に来ていると思われれます。

もう一つ、「総会に付する議案に関する事項」その他会長が必要と認めた事項を審議するため、審議委員会を置くことができます（会規第13号、審議委員会規則第1条）。

審議委員会は5つの委員会（調整委員会、第1～第4委員会）から構成されます。常議員は、このいずれかの審議委員会の委員に選任され、それぞれの委員会に与えられたテーマにつき審議します。

今年は、審議委嘱事項1として、施設積立金の今後の扱いにつき、自前の弁理士会館建設の必要性を含み、全委員会が合同で（すなわち、常議員全員で）熱く意見交換しています。但し、この審議委員会はまさしく審議する場であって、審議した内容が総会においていかなる効力を有するか曖昧です。

3. 最後に

常議員について説明させて頂きましたが、常議員の活動および位置づけ等のご理解の参考となれば幸いです。



監事会報告

平成23年度監事会監事長 一色健輔

1. 今年度の監事会

監事2年目の今年度、前年度の副監事長に続いて監事長をお引き受けしております。今年度の副監事長は小泉雅裕先生（2年目）と野本陽一先生（1年目）をお願いしております。外部監事としては青山学院大学教授の山崎敏彦様と昨年度の松浦誠四郎様に代わって株式会社日立技術情報サービス社長の平山裕之様に就任していただいております。

監事会担当副会長ですが、前年度は会務報告と会計報告とを2名の副会長で分担していたのですが、今年度は西出眞吾先生お一人で対応されており、さぞ大変だと思いますが、お陰様で監事会の会務監査および会計監査はスムーズに進行しております。

2. 今年度の事業計画と監事会

今年度は会長が奥山尚一先生に代われ、本年度の事業計画として以下の5項目を基本方針として掲げられております。

1. 魅力的な知的財産制度を構築する。
2. 国民のための弁理士制度にする。
3. 委員会と付属機関は、街に出る。
4. 特許事務所の基盤整備を支援する。
5. 会務運営を革新し、会員サービスの向上を図る。

今年度の監事会では上記のような事業計画を念頭に置きながら、会務監査並びに会計監査を行っております。今年度はこれに関連して、会費が平成23年10月から平成24年9月分まで従来の20,000円から15,000円に引き下げられるのに伴い、本年度の予算が従来と比べると緊縮財政となっておりますので、この点も踏まえながら会計監査も注意深く見てゆく

必要があると考えております。

3. 東日本大震災との関係

今年の3月11日に数100年間に一度と言われている大規模な東日本大震災が発生し、津波と原子力発電所の不測の事故により未曾有の被害が生じ、現在、日本国民全体が一丸となって復興に邁進しております。

これに伴い日本弁理士会では救済義捐金の募金をしましたところ、一般の方々宛の募金総額は6月15日締切で107,839,498円という1億円をも超える募金を、また会員宛募金総額は4,733,430円という高額の募金をいただき、弁理士が被災者を救援したいという高い福祉の心意気を持っていることを大変誇りに思います。

弁理士会では東日本大震災に対して弁理士会としてどのような復興支援活動ができるだろうかということ会員から募り、それをまとめたものが以下の7項目です。

1. 権利取得・維持の支援
2. 知財価値評価を利用した支援
3. 復興に資する知財の活用支援
4. 製造拠点の海外流出リスクへの対応支援
5. 復興に向けたブランド戦略の支援
6. 被災地の産業復興の支援
7. 被災地に対する人道支援

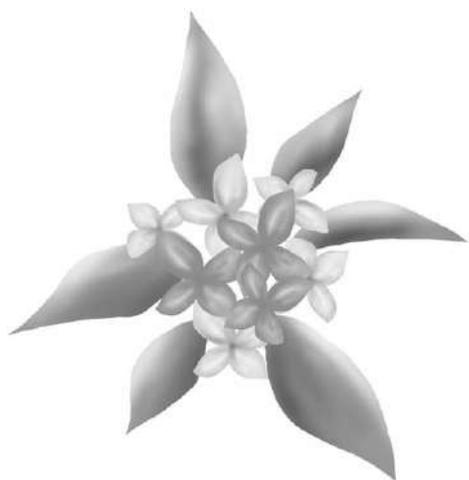
執行役員会では、上記項目ごとに「目的」、「対象案件」、「支援方法」、「予算処置&実施時期」を検討中ですので、監事会としては執行役員会が今年度中に行う執行支援活動を注意深く見守っていきたいと考えております。

4. 郵便投票の遅延について

また、昨年度の会長選挙において多量の郵便投票が郵便事業株式会社の不手際により遅延しましたが、今年度以降の選挙においてはこのような遅延は決して起こしてはいけないことですので、今年度の選挙においてこのような事態が生じないように十分な手当が講じられているか否かについても注意を払って行く所存です。

5. おわりに

現在の8月末までのところ、会務監査および会計監査は特に問題なく済んでおりますが、今後も会員の選挙により選任された監事という役職を重く受け止めて、任期内の職責を果たして行く所存ですので、よろしくお願いいたします。





日本弁理士会の研修

日本弁理士会研修所所長 真田 有

平成23年4月1日付けで日本弁理士会研修所の所長に就任いたしました真田 有でございます。伊藤高英前所長も日本弁理士クラブの会員であり、伊藤高英前所長の方針を受け継ぎながら今後の研修所運営をしていきたいと思っております。

さて、既登録弁理士に対する質的向上を図る研修（継続研修）及び弁理士試験合格者等に対する研修（実務修習）が平成20年度の開始から4年目を迎えることとなります。これらの継続研修や実務修習については以下のとおりでございます。

1. 継続研修について

継続研修は弁理士法で定められた法定研修で、弁理士は原則として5年間で70時間（倫理研修10時間、業務研修60時間）の研修を受けることが必要です。

（1）倫理研修について

倫理研修につきましては、当該研修を登録年度別に行うことにより、円滑な倫理研修の受講を可能にしております。そして、この倫理研修を行うことにより、弁理士倫理の徹底を図り弁理士に対する社会の信用の維持・増大に努めております。

（2）業務研修について

業務研修として、日本弁理士会が主催・共催する研修、外部認定機関による研修、みなし研修を用意しております。

特に、日本弁理士会による研修にはeラーニング研修と集合研修があります。

（i）eラーニング研修

既に導入されているeラーニング研修システムが効率的に運用されるよう、コンテンツの拡充を図っております。研修所が提供するコンテンツは、法

律（産業財産法など）に関するコンテンツだけでなく、各分野の技術に関するコンテンツについても会員が視聴できるよう鋭意努力を続けております。

（ii）集合研修

研修計画に基づく種々の研修をTV会議システム等を利用して効果的に行っております。また、地域研修につきましても、地域の皆様が様々な形で研修を受けることができるようにしております。さらに、受講管理を容易・確実に行うための努力もいたしております。

（iii）必修科目

業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目があります。

本年度は、「平成23年度特許法等改正」が必修科目に指定されました。

この「平成23年度特許法等改正」は、日本弁理士会が主催する説明会、特許庁が主催する説明会において受講することができ、更にeラーニング研修においても受講することができる予定です。

そして、この「平成23年度特許法等改正」は平成25年3月31日までに原則としてすべての弁理士が受講する必要があります。

2. 実務修習について

実務修習は、弁理士試験合格者等に対して、国に代わり、日本弁理士会がほぼ4ヶ月間にわたり72時間の研修を行うもので、この研修も弁理士法で定められた法定研修です。

当研修所では、実務経験豊富な弁理士を講師陣として迎え、弁理士試験合格者等に対して、高い信頼性で実務修習を実施いたしております。実務修習の

講師として日本弁理士クラブ会員の先生方にも多数ご協力いただいております。

弁理士試験合格者等にとっても、受講コースや受講地域を選択できるようにしており、利便性の高い実務修習を実施できるようにしています。

また、平成15年度より開始された特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修は本年度で9年目を迎えることとなります。この能力担保研修については以下のとおりです。

能力担保研修は、弁理士が特定侵害訴訟代理権を取得するにあたり、代理権付与の前提である「信頼性の高い能力担保措置」として行うものです。

当研修所では、能力担保研修を、東京、大阪及び名古屋（名古屋は隔年）において、4月～9月にかけて、総研修時間45時間をかけて実施します。

また、能力担保研修を受ける前提としての、民法及び民事訴訟法に関する基礎研修につきましても、研修の充実を図り、更に付記弁理士のフォローアップ研修も実施いたしております。

当研修所は、上記の継続研修、実務修習、能力担保研修という3つの法定研修の実施を担っており、今後もこれらの法定研修を高い信頼性をもって実施していきます。

その他の研修として、新人研修、新人養成研修、知財ビジネスアカデミー（IPBA）事業の研修も実施いたしております。

1. 新人研修

実務修習では実施できなかった研修を新人研修として新人弁理士を対象に実施しています。

この新人研修もeラーニング研修と集合研修を組合わせて実施し、修了者には修了証書が授与されます。

2. 新人養成研修

新人養成研修は、実務経験の浅い弁理士に対して

行う実務に則した演習方式の研修で、新人研修につづく研修として位置づけされています。

この新人養成研修は平成22年度に開始された研修であり、初年度は東京で特許に限って実施されましたが、本年度は、開催場所の拡張をはかって、東京、大阪、名古屋で実施されています。今後も更に開催場所、開催科目の拡張を検討していきます。

3. IPBA事業の研修

IPBA事業の研修は、知的財産推進計画において日本弁理士会に育成が促されている「総合アドバイザー型弁理士」を育成するための研修であり、知財経営コンサルティング、知財人材育成、知財創造支援等の新しい業務域に関する研修でございます。

このIPBA事業の研修にあたっては、この分野で経験豊富な講師を日本弁理士会内外から招き、種々の研修を実施しております。

さらに、当研修所では、前記した継続研修を実施するに当たっての種々の審査業務も担っており、これにより公平で高い信頼性の研修が担保されています。

最後に、当研修所は1978年に創設されて以来、30数余年が経過し、その時々研修所に携った皆様は研修所のあり方を模索され、現在は上記3つの法定研修を含む種々の研修を担うまでになりましたが、今後も更に新しい研修所のあり方を模索していく必要があります。このように今後も、日本弁理士会内外からの要請に応えるため、種々の情報を積極的に収集し、研修体制の強化と効率化とを図るとともに、新しい研修所のあり方を模索して参ります。

上記の各種研修の企画実行を正副所長、運営委員及び事務局職員の全員の英知と情熱とを結集して鋭意実行して参りますので、日本弁理士クラブ会員の皆様のご理解とご協力と研修への積極的な参加をお願いいたします。

日本弁理士会中央知的財産研究所から

副所長 中村 仁

1. はじめに

中央知的財産研究所（以下、「研究所」という。）は、平成8年に「長期及び国際的視野からの内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資する」（会令第27号第2条）という目的の下、日本弁理士会の附属機関として設立されました。

それ以降、現在に至るまでに、30近くのテーマについて調査・研究を行い、その成果を会員に報告しております。これまでの研究成果については、日本弁理士会のホームページをご参照ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html

2. 研究所の活動

(1) 調査・研究活動

2011年9月現在、以下の3つのテーマについての研究部会が活動しています。

「明細書を巡る諸問題」

「商標の基本問題研究会－混同を巡る諸問題」

「弁理士業務における利益相反についての研究」

関西の部会は、「審判及び関連する制度の研究」が終了したところで、新規研究テーマを検討中です。

各研究テーマの調査・研究期間は1～2年で、毎月1回（2時間）研究会が開催されています。研究員は学者、弁護士及び弁理士により構成されています。

(2) 報告書発行

調査・研究の成果物である報告書は、日本弁理士会会員に配布するだけでなく、裁判所、特許庁、弁

護士会、知財関係の学者・研究者にも広く配布（寄贈）しています。

従来、報告書は非売品として頒布されるものであったため、掲載された論文を他の論文に引用しづらいとの指摘があり、数年前から、報告書を一般書籍として出版してきました。しかし、日本弁理士会会員には頒布しているため販売数が伸びず、外部の出版社が刊行するのは商業的に厳しいという問題が生じました。

そこで、現在では、パテント誌別冊という形式により報告書を発行しております。

(3) 公開フォーラム・会員向け研究発表会

平成15年からは、公開フォーラム（於：東京、大阪（又は名古屋））を開催し、調査・研究内容を広く公表しております。この公開フォーラムは、日本弁理士会会員だけでなく、企業なども対象としております。

平成23年度の公開フォーラムは、9月13日（東京）、10月4日（大阪）に、「審判及び関連する制度の研究」をテーマに開催いたしました。

(4) 運営員

研究所の活動は、運営委員により支えられています。運営委員は、研究会のテーマ選定・運営、公開フォーラム・会員向け研究発表会の企画・運営などを行っております。また、運営委員は、毎月の研究会への出席も認められています。

毎年、運営委員の募集を行っております。上述のような研究所の活動にご興味をお持ちの会員がいらっしゃれば、是非ご協力いただきたいので、応募をお願い致します。



知的財産支援センターの活動報告 (出願等援助制度を中心に)

知的財産支援センター 副センター長 中村 猛

1. はじめに

私が日本弁理士会知的財産支援センター（以下、支援センター）の出願等援助部を担当してから、早くも2年が経過しようとしています。

出願等援助部は、今まではどちらかと言えば、比較的静かで、負担の少ない事業部でありました。審査すべき案件の少ない月では、1時間程度で部会が終了することもしばしばありました。しかし、昨年あたりから俄然忙しくなり、出願等援助制度の位置づけも変化し、今までにない積極的な役割を期待されるようになりました。今まで舞台の袖で目立たぬように活動していた裏方が、ある日突然に舞台の中央に引っ張りだされたような感じです。

出願等援助制度の位置づけの変化に伴い、援助を求める案件の数も年々増加し、かつ、発明内容も複雑高度化し、一件の審査に要する時間も増加していますが、関東支部、近畿支部及び東海支部からそれぞれ応援部隊を補充していただきましたので、何とか無事に審査を行うことができています。心から御礼申し上げます。

2. 支援センターの概要

支援センターは、日本弁理士会の附属機関として1999年4月1日に発足し、今年の2月には知財支援協定10周年記念イベントが開催されました。

支援センターは、知的財産制度の昂揚と普及、知的創造活動の奨励とその成果の発掘、知的財産権の取得と活用の振興、知的財産権の取得・活用の啓発、教育、指導、相談、知的財産に関する情報の提供を通じて、知的財産制度の発展に尽くして参りました。

支援センターは、第1事業部、第2事業部、第3

事業部、出願等援助部及び総務部の5事業部体制を組み、全国各支部と連携しながら活動しております。

第1事業部は、小学校、中学校、高校の知財教育の支援活動及びエンターテイメントセミナーを担当しています。

第2事業部は、主に大学及び中小企業への支援活動を担当しています。

第3事業部は、主に地方自治体への支援活動を担当しています。

出願等援助部は、個人及び中小企業等へ出願費用を援助しています。

総務部は、支援センターの活動を内外に伝えるための「支援活動だより」やパンフレットの作成、支援センターの管理業務等を担当しています。

3. 出願等援助部の活動

出願等援助制度の当初の目的は、資力不足のために社会に有用な発明が埋もれるのを防止すべく、出願に要する費用（代理人費用、特許印紙代）を援助するというものでした。

しかし、近年、特に本年度は、日本弁理士会として中小企業を応援すべく、より積極的な活動が出願等援助部に期待されています。そこで、出願等援助部では、中小企業への援助要件を大幅に緩和し、積極的かつ速やかに援助できるような体制を構築しています。

また、全体的に緊縮予算の色合いが強い中、出願等援助制度の予算は倍増しており、より多くの援助案件に対応できるようになっています。出願等援助制度が東日本大震災復興に少しでも役立てることを部員一同強く願っております。

援助の申請方法等の詳細につきましては、弁理士会サイトをご覧ください。簡単にご説明しますと、援助案件が申請されますと、その技術分野等に適した部員が主担当として選ばれ、主担当の部員により事前審査されます。そして、部会での全体審査を経て、援助の可否が多数決で決定されます。

審査の観点は、3つあります。1つ目は、申請人が資力要件を満たすか否か、2つ目は特許される蓋然性がある発明であるか否か、3つ目は社会に有用な発明であるか否かです。

資力要件とは、申請人が出願費用の捻出に困っていること、です。個人の場合と法人の場合とで基準が異なります。詳しくは内規第57号の別表1に記載されていますが、個人の場合は、前年度の年収が所定金額以下であること、です。法人の場合は、手続費用を支払うのが困難であること、です。

前年度の所得が高くて、実際に今現在失業中の場合は資力要件を満たすと判断することもあり、現実的に即して弾力的に要件を判断しています。また、特に、中小企業の場合は、たとえ黒字であっても援助対象となり得ますので、弁理士会事務局までご相談ください。

特許の蓋然性については、主担当の部員によりIPDLを利用した簡単な先行技術調査が行われます。その事前審査の結果に基づいて、全体審査では、新規性の有無を中心に検討します。場合によっては進歩性についての議論が展開されることもあります。

社会的に有用とは、援助対象の発明が実施されて社会に貢献すること、です。特許の可能性のある発明であっても、実施可能性が乏しく、市場も見えないような場合は、社会に役立たないと判断されます。

ざっくりと申し上げますと、会員の皆様が発明相談等で、「これはおもしろいし、何とか特許を取れそうだ」という感触を得られた発明は、出願等援助部での全体審査を通る可能性が高いと思います。

逆に「うーん、これはちょっと厳しいかな」と感じられた発明は、やはり全体審査を通らない可能性が高いと思います。前者のような良い感触を得られた発明につきましては、是非本制度をご利用ください。

なお、審査の結果、援助しないと決定された場合、

その理由や審査経緯などは、申請人に一切通知しません。

部会は盆暮れの休会を除いて、月一回開かれますので、申請のタイミング等が良ければ、比較的速やかに援助が決定されます。援助が決定された場合は、申請人、代理人、日本弁理士会の三者で契約が結ばれ、所定の費用（代理人手数料、特許印紙代）が代理人の口座に振り込まれます。

代理人は、申請人が弁理士ナビ等を利用して自由に選択することになっており、支援センターから特定の会員を紹介することはありません。

なお、今年度は、意匠登録出願及び実用新案登録出願にも援助できるように、会則や運用指針等の改正を予定しています。できるだけ年度内に意匠及び実用新案への援助を開始できるよう、準備を進めています。援助可能な状態になりましたら改めてご案内させていただきますので、是非ご利用ください。

4. おわりに

支援センターでは、上述のように、多面的な知財活動支援を、長年にわたって幅広く行っており、各方面から高い評価を得ています。

度重なる災害、出口の見えない不況等で日本社会が傷つき、萎縮している今こそ、弁理士会による社会への更なる貢献が求められていると考えます。

天然資源に乏しい我が国が世界の中で生き残るためには、技術力と創造力、知的財産が特に必要であることは、昔から変わっていません。

そして、それらは全て人の活動によるもので、豊かな知的財産を産みだす社会は、そこに住む人々によってのみ実現します。

従って、いま現在の社会からの要望に応えるのも大切ですが、それ以上に、未来を担う子供たちへの知財教育も重要であろうと考えます。未来は子供たちが創り上げるものだからです。

最後になりましたが、日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましても、支援センターの活動目的をご理解頂き、何卒積極的にご参加下さいますようお願い申し上げます。

以上

日本知的財産仲裁センターの現状

日本知的財産仲裁センター 運営委員長 山田 行一

1. 運営体制

1) 現状

日本知的財産仲裁センター（以下、「JIPAC」）は、日本弁理士会と日本弁護士連合会が共同で設立して共同で運営している裁判外紛争処理機関です。

そのため、JIPACの開設及び運営に要する経費は、両会が負担しています。また、日本弁護士連合会から選任された弁護士と、日本弁理士会から選任された弁理士とが運営委員会（東京本部、支部、支所）を構成し、この運営委員会が中心となって全国規模でJIPACを運営しています。

今年度は、5つの部会（事務局運営部会、広報・渉外・研修部会、仲裁・調停・JPドメイン名紛争処理部会、必須判定部会、事業適合性判定部会）でJIPACを運営しています。

2) JIPACの特徴

JIPACは、「公正かつ迅速な手続」で「知的財産やインターネットドメインネーム登録に関する紛争」を「弁護士と弁理士」が裁判以外の方法で解決することを目的として設立されています。

知的財産に関する紛争の解決には、紛争を未然に防止する事業（センター判定、必須判定、事業適合性判定）も含まれており、これらは、鑑定事件等として法律事務所や特許事務所でも扱われます。法律事務所や特許事務所において、これらの事件は、1名の弁護士または弁理士により処理されるのが一般

的です。

JIPACでは、一つの紛争事件が、知財専門の弁護士および弁理士により処理され、担当する弁護士および弁理士は、申し立てられた紛争事件に全く利害関係が無いことが確認されて選任されます。そのため、JIPACでは、「公正かつ迅速な手続」が期待できます。

また、JIPACでは、全ての事件が、厳格な手続に基づき、徹底した時間管理の下で処理されています。そのため、事件の当事者は、JIPACの紛争事件の処理に要する時間を予測することができます。

3) 運営委員長

センター長、副センター長を補佐し、JIPACの業務を掌理することが「運営委員長」という立場です。

2. 主な事業

1) 仲裁

JIPACにおける仲裁では、当事者間の民事紛争の解決を委ねられた3名の仲裁人（弁護士および弁理士）が、仲裁人の判断に強制力を持たせて民事紛争の解決を図ります。

そのため、前提条件として、紛争当事者の間に仲裁合意（仲裁契約）が必要です。JIPACの仲裁合意書（http://www.ip-adr.gr.jp/data/gouisho_chuusai.doc）には、JIPACが定める日本知的財産仲裁センター手続規則に従って仲裁手続が行われることを申立人と

被申立人（紛争当事者）が承諾すること、仲裁判断に異議を述べないこと、管轄裁判所に合意することが含まれています。

仲裁は、三審制（地裁手続、高裁手続、最高裁手続）をとる裁判とは異なり、1回で手続が終了し、不服申立ができません。そのため、仲裁には、終局的解決に時間を要しないという利点があります。

また、仲裁人の判断には、確定判決と同一の効力がありますので、裁判所の執行決定により強制執行が可能です。

裁判は、判例研究等により、裁判の傾向を予測することが可能です。しかし、仲裁に関する内容（申立の詳細、手続の進行・記録、結論）は全く公開されません。そのため、仲裁では、秘密が保たれる反面、傾向（仲裁判断）を予測することができません。

訴額が高い紛争事件の場合、その裁判費用も高額になりますが、JIPACにおける仲裁費用は訴額に比例しません。そのため、訴額が高い紛争事件の場合、仲裁費用は裁判費用より安くなります。期日が5回で終了するような平均的な仲裁手続の場合、総額費用は、申立人が80万円、被申立人が70万円になります。

2) 調停

JIPACにおける調停では、当事者間の紛争解決に調停人が協力し、当事者と2名の調停人（弁護士および弁理士）が和解成立に向けて努力します。

努力が実り和解に至った段階で、和解契約を交わすため、仲裁のような前提条件はありません。また、紛争当事者は、調停の進行中であっても、調停による解決を望まない場合は何時でも調停を中止することができます。

また、調停手続費用は、タイムチャージ制ではなく、時間に比例しません。そのため、和解に至るまで長期化する場合であっても、調停手続費用は、高額になりません。期日が3回で終了するような平均的な調停手続の場合、総額費用は、申立人が35万円、被申立人が30万円になります。

なお、JIPACの調停手続規則は、ADR認証手続に伴い改正が予定されており、1名による調停は廃止されます。

3) JPドメイン名紛争処理

JPドメイン名紛争処理では、JIPACのパネリストが、JPドメイン名の登録と使用から発生するドメイン名登録者と第三者との間のドメイン名に係る紛争を処理します。

そのため、comや.orgなど、JPドメイン名以外のドメイン名登録について、JIPACに裁定を求めることはできません。

4) センター判定

センター判定では、JIPACの判定人（弁護士および弁理士）が、技術的範囲に属するか否か、無効理由があるか無いかを判断します。

特許庁でも判定を行っていますが、JIPACのセンター判定は、無効理由の有無を判断可能である点、申立人が提出した資料に基づいて判断が可能である点で相違します。

そのため、侵害警告、ライセンス交渉、水際差止め、仮処分・証拠保全の資料として、広範囲に利用可能です。

5) 必須判定

必須判定では、JIPACの判定人（弁護士および弁理士）が、特定の技術標準規格に関する必須特許の実施許諾団体と、JIPACとの合意に基づき、特定の特許が対象技術標準規格で規定される機能及び効用の実現に必須であるか否かについて判断します。

JIPACの必須判定事業は、2006年4月から開始されており、既に多数の実績、経験が蓄積されています。

JIPACは、技術標準に伴うパテントプールの必須判定業務を提供しており、具体的な必須判定作業は、

必須判定人候補者名簿に登録された弁理士と弁護士により構成される判定人グループが行っています。

この事業は、特に必須特許の判断に不可欠な公平性、客観性が担保されるため、JIPACに適した事業といえます。

6) 事業適合性判定

事業適合性判定では、JIPACの判定人（弁護士および弁理士）が、研究開発段階、試作段階、製品化・量産段階等における研究開発テーマ・事業等に影響を与える先行特許（侵害・抵触するおそれのある特許・特許出願等）があるかどうかを判断します。

現時点では、申請人となり得る事業者または事業予定者に対し、3種類の判定（第1号判定、第2号判定、第3号判定）が用意されています。

判定人は、予め登録された弁護士および弁理士の中から、申請された事業に合致した専門性等を考慮して各1名が選任されます。

事業適合性判定事業については、他には類を見ない初めての事業なので、どの程度の需要があるのかわかりません。また、どうすれば事業者にとって役立つ情報提供になるのか、把握しきれていない部分があります。

そのため、今年度は、この判定を利用して頂く可能性のある事業者や事業者関連団体から「ご意見」を頂き、利用者にとって利用価値のあるビジネスモデルに成長させる予定です。

3. まとめ

JIPACは、弁理士が単独で代理人となることのできる仲裁機関として、弁理士法4条2項2号に基づく経済産業大臣の指定を受けています。そのため、前述した事業におけるJIPACに対する手続（申立・答弁及び申請など）は、当事者本人又はその代理人（弁理士）を通じて行うことができます。

仲裁や調停などは特許庁に対する出願や中間処理手続とは異なり、弁理士の先生方にとって慣れない手続かもしれません。しかし、JIPACは弁理士会が共同で設立し運営している機関なので、JIPACが行う事業は、弁理士が代理人として利用することが想定されています。

JIPACは、日本弁理士会が運営する唯一の裁判外紛争処理機関なので、紛争処理の実務を磨く場として積極的に活用して頂ければ幸いです。

－以上－



知的財産価値評価推進センター報告

日本弁理士会知的財産価値評価推進センター センター長 石田 喜樹

知的財産価値評価推進センター（以下センターという）は平成17年4月に日本弁理士会の附属機関として設立され、本年度で7年目をむかえます。私は第3代のセンター長ということになります。

当センターの目的は、「弁理士が関与する知的財産権の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、知的財産権の価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与すること」にあり、主に、裁判所等の依頼に応じて評価人を推薦したり、価値評価業務を行う弁理士を支援するために、評価手法の研究や評価人候補者に対する研修等を行っています。裁判所からの評価人の推薦依頼は、設立以来約50件程あり、昨年は14件と急激に増加しています（今年も既に9件）。依頼内容は特許権、商標権が圧倒的に多く、著作権がこれに続いています。裁判所別に見てみますと東京地裁が断トツですが、地域的には全国に散らばっており、当センターの認知度は結構高いものがあると自負しています。

最近では民間からの問い合わせが時々ありますが、まだ具体的な推薦案件には至っていません。おそらくニーズはそれなりにあると思われますので、今後は外部に向けて適切にPRをしていく一方、種々の依頼に対応できるよう評価人候補者の人数の確保と質の向上につとめていく必要があると思っています。因に、現在の評価人候補者の登録人数は約300名ですが、今後500名程度に増員したいと思っています。

評価人候補者には、毎年数日の研修を行っています。今年も8日（23コマ）の研修を予定しています。その中には実践に役立つ演習形式の研修も取り入れ

ています。更に、実際に評価案件を経験してもらうため、評価人補助者制度を導入し、未経験の人にも実務経験の場を提供し、早く一人前の評価人になってもらうようサポートしています。評価人補助者制度とは実際の評価案件について主評価人である経験者の指導の下、一緒に評価業務をする、所謂OJT制度です。

組織は、総務部、第1～第3事業部、特別部の5部会制をとっており、評価マニュアルの作成や、評価手法の研究、研修等、評価人候補者の支援を行っています。価値評価の分野はまだ新しく、評価手法も未だ確立されていません。又価値評価と言っても金銭評価（定量評価）だけでなく、いろいろな場面に対応した定性評価も視野に入れています。それらの評価業務は、弁理士業務の拡大に繋がることはもちろん、知的財産権の専門家である弁理士に課せられた社会的ニーズでもあります。当センターはそれらのニーズに応えるべく、質の高い評価人候補者を育成すると共に、全ての会員が価値評価業務に携わることができるよう支援していきたいと思っています。

最後に、東日本大震災の復興支援に関し当センターもいち早く知的財産権を活用した融資制度のスキームを提案しました。その際には、当然対象となる知的財産権の金銭評価を実行する場面が想定されていました。しかし、政府保証の無担保融資制度が導入されるに至っては、担保自体が不要になり、当面このスキームは日の目を見そうにありません。今後は借り換え時における知的財産権を活用した資金調達や、知的資産経営をベースにした資金調達のスキームを考え、提案していきたいと思っています。



国際活動センター報告

国際活動センター センター長 西島 孝喜

今年度、国際活動センターのセンター長の2年目となりました。現状を報告いたします。

今年度に入って弁理士会の国際活動センターの活動は、東日本大震災の影響で当初からの予定は大幅な変更を強いられております。例年恒例のA I P L Aとの会合およびそのセミナーは例年4月中旬に行われますが、今年に限っては9月初旬に延期されました。また、5月に予定されていた日米裁判カンファレンスも10月下旬に延期となりました。震災から半年経過しても震災からの復興はほど遠く、とりわけ、放射能の影響はますます拡大している感があります。

震災以外にもさまざまな自然災害が発生しており今年はまだに日本の厄年のような気がしてきました。

このような状況下にも関わらず円高の傾向が強まっており、日本の産業活動への逆風はますます激しくなっております。このような状況下、産業活動は予測性が低下しており産業と一体化した知財活動の状況も先行き不透明になってきております。一方で、情報、物流のボーダーレス化、グローバル化、さらには世界一元化の傾向はますます強まっております。したがって、産業と連動する知財制度も世界一元化の傾向をますます強めつつあります。

このような状況において、資源に乏しい日本にとって知財活動における国際性は、ますます重要になってきており、世界競争の中で生き残るための国家の生命線であるといっても過言ではありません。

この意味で国際活動センターの役割はますます重要になって来ております。国際活動センターの活動

は国際的な最新知財関連情報の会員への提供、海外への日本の最新知財情報の発信、国際交流、弁理士会からの国際的な観点からの意見表明といったことが中心となります。

知財の世界では従前は先進国が世界を謳歌することによって知財制度は世界的に発展して来た経緯があります。しかしながら、最近の世界的な観点での知財情勢では、先進国の発言力は低下しつつあります。

この背景には、さまざまな製品において国家全体の運命を左右する大きな力が知財制度には潜んでいることに気づきはじめた資源富裕国の台頭があります。このような状況の中で特にBRICsの台頭はめざましく今後知財世界でも日本に与える影響はきわめて大きくなることが考えられます。日本は知財制度の恩恵を享受することによって戦後のどん底から世界を驚嘆させる高度成長をなし遂げました。知財制度がなければ、今日の日本の繁栄は築き得なかつたと誰もが考えるでしょう。しかし、いまの日本の知財制度の推進力は戦後の日本を支えてきたレベルから大きく低下している、それどころか、むしろ知財の活用を積極的に促進する環境が壊れつつあるように思えます。

今の日本の知財制度のもとでは、権利取得および権利行使が極めて困難であり多大な労力に比して、日本の知財制度を活用する利益が少ないためユーザー離れが加速しているという現状があります。

このような現状を打開して、世界に冠たる知財保護制度を日本に構築するためにも、国際活動センターの活動は重要な鍵を握っていると考えます。



広報センター報告

広報センターセンター長 福田伸一

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日から日本弁理士会の附属機関としての活動を開始しました。

2. 組織の概要

広報センターは、センター長、副センター長、事業部長、そして、事業部員とから構成されております。

センター長はすべての事業部を管轄し、副センター長と事業部長は、全5部からなる事業部の少なくとも一つを担当します。

各事業部は毎月1回の定例会議を行うほか、日々、メールを利用した検討を行っております。ちなみに、本稿執筆時点において、各事業部等でのメールは1,000通を軽く越えており、すべてのメール情報に接する私としては、事業部員の活発な活動に感謝している次第です。

さらに、各事業部の上部組織として、センター長、副センター長、事業部長による広報企画会議が存在し、毎月の定例会議では、各事業部の活動情報の共有化をはかると共に、事業部単位での課題や方向を検討しております。

① 企画総務部

この事業部は、その名の通り、広報センターの運営及び活動に関する全般的な企画及び立案、広報センター全体の事務的管理等を受け持っております。

例えば、構成員が入れ替わっても継続的に事業を行えるようにするべくマニュアルを作成し、また、短中期的な広報計画についての検討、各支部との関係についての検討、各事業部活動の集約／整理等を

行っております。本年度は、他士業団体の広報活動についての情報を収集し、取り入れることが可能な活動は当センターの次年度事業計画に取り込むことを検討しております。

② 第1事業部

この事業部は、弁理士の日、その他の各種イベントを活用した広報等を受け持っております。例えば、新聞広告、ノベルティグッズの制作、各種イベント時に利用する展示パネルの制作等を行っております。

ちなみに、本年度は、東日本大震災に対応させるため、岩手県、宮城県、福島県の地方紙に日本弁理士会における特別相談窓口に関する広告を行いました。また、現在は、被災地で少しでも役立つノベルティグッズの制作を検討しております。

③ 第2事業部

この事業部は、記者会見、その他マスメディアを活用する広報等を受け持っております。例えば、定例の記者会見、記者勉強会、各種取材対応を行っております。また、マスコミデータベースの作成、取材対応マニュアルの作成、というように、継続性を担保するのに必要とされる活動も行っております。

記者会見においては、特許権延長登録に関する最高裁判決、立体商標に関する判決、特許法改正等、その時々話題となるテーマをピックアップしております。

ある意味、最も広報らしい事業部であり、様々な情報収集力や感受性が必要とされております。昨年度から、特に関東支部との連携に基づく多様な記者会見／勉強会を行っております。

④ 第3事業部

この事業部は、広報誌「パテントアトニー」の発行に関する事項、紙媒体、電磁的記録媒体、ホームページを用いた広報等を受け持っております。

例えば、前記「パテントアトニー」はもちろんのこと、各種紙媒体の制作を行うと共に、日本弁理士会ホームページ中の情報を日々アップデートし、且つ、ヒット数を増やすための情報発信活動を行っております。現在、更に見やすくヒット数の高いホームページの構築に向けて検討しているところです。

⑤ 会誌編集部

この事業部は、会員はもとより、希望者に頒布される会誌「パテント」の企画／編集／発行による広報等を受け持っております。

既に数冊、お手元に届いていると思いますが、知的財産研究所の論文を取り纏めた別冊も発行しております。さらに、「パテント」に掲載される各種原稿について所定の基準に基づいて査読を行い、また、広告についても掲載基準に照らして審査を行っております。

会員の皆様のお手元に届く「パテント」誌、それは、ご執筆頂いた皆様のお力によるものであるのはもとより、この事業部による比較的地味な日々の活動の成果物であると考えております。

3. 今後の課題等

広報活動を続けて行くに際しては、どうしても継続的に相応の「経費」が発生します。また、著名な芸能人を広告塔として用いる余裕がある他の士業団体に比して、当センターの予算は相当厳しい状況にあり、その中で様々な事業をやりくりしていかなければなりません。その一方で、顕著な広報効果というのは簡単に得ることができず、しかも、効果を数値的に換算するのは、一部の活動を除き相当な困難を伴います。このあたりを、いかにして弁理士会会員の皆様にご理解を頂けるかにつき、検討を行っているところであります。

また、今後は東日本大震災からの復興を意識した広報活動にも注力しなければならないと考えております。

日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましては、広報センターの活動にご理解頂き、ご協力下さいますよう、お願い申し上げます。

なお、広報センターは、他の委員会に比して若手会員が多く、しかも、「日常業務を忘れられる活動、自分のアイデアを生かす活動」を行える組織です。若手の会員におかれましては、是非とも、次年度は広報センターに所属して頂き、一緒に活動してくださいませよう、お願い申し上げます。

日本弁理士政治連盟の活動について

日本弁理士政治連盟副会長 丸山幸雄

1. はじめに

昨年日本弁理士政治連盟（以下「弁政連」という。）副会長を仰せつかるまで、政治的な活動とは無縁な生活をしてきました。政治活動といえるのは僅かに学生時代に政治討論会に顔を出した程度でした。弁理士が政治活動をする意義などについても殆ど理解していませんでした。日本弁理士クラブの会員も弁政連の活動内容、その必要性について理解されていない会員が多いと思われま

す。縁あって弁政連の活動をさせていただき、我々弁理士の置かれている状況や、弁理士の活動範囲などが全て法律を根拠としていることが実感できました。そして、法律を制定することや改正することは立法府たる国会（政治）が行うものであり、「政治」抜きでは考えられないことであることを実感しました。

2. 弁理士を取り巻く状況

我が国の周辺各国の地位向上が激しく、相対的に我が国の存在価値が低下して来つつあります。特許庁への出願も例外ではなく、出願数の減少傾向が続いております。世界において日々の変化がはげしくなっている中で我が国が状況の変化に十分適応できていないことが原因の一つとなっております。産業界においても迅速な意思決定ができない、大きいことが良く小さいことは問題であるというベンチャー企業が育ちにくいという問題、利益至上主義で、必ず成果が約束されない研究開発・技術開発がおろそかにされている傾向が強まって来ていることも影響しています。

このような状況の中、弁理士一万人体制をめざし

て弁理士試験合格者の大幅増員が繰り返され、当初の目標であった弁理士一万人が目前に迫ってきています。このような状況であるにもかかわらず、弁理士試験合格者数は多いままで減少しておりません。又、合格者数の増大の中、どのようにして弁理士の質を担保するか問題となっています。

弁理士の余り現象も生じてきており、弁理士の地位も低下しつつあります。また、下請け業者の如き取扱いをする企業や、仕事の質を殆ど考慮しない企業も出てきております。さらに、仕事量の減少傾向が続く中、報酬料金の大幅ダンピングも見られるようになってきました。

弁理士資格の魅力がなくなりつつあり、この状況が続くと弁理士制度の崩壊も懸念されます。その一方、平成12年度の弁理士法改正では、特許権・商標権などの特許庁への移転登録手続きが行政書士に開放されました。

3. 状況を変えるために

このような状況、例えば弁理士の質を担保しつつ弁理士試験合格者数を抑えるためには具体的にどのようにすべきでしょうか。

- i) 日本弁理士会として特許庁に要望書を提出するのが一番でしょうか？
- ii) 数多くの弁理士が特許庁へそれぞれ要望書を提出する、あるいは特許庁ホームページに意見書を提出するのが一番でしょうか？
- iii) 弁理士又は日本弁理士会が経済産業省に出向き、要望書を提出するのが一番でしょうか？
- iv) 特許庁や経済産業省にデモ行進して広く世間に

アピールするのが一番でしょうか？

多くの会員は、特許庁に強く要望すれば増員が抑えられるはずであるとの思いこみから、日本弁理士会の特許庁への働きかけが不十分であるとして不満を持っているのが実情です。しかしながら、特許庁のお情けに期待していても、前年度の方針を大きく変えて貫うのは容易ではありません。上記いずれの方法によっても根本的な解決、あるいは迅速な解決は期待できません。

弁理士試験をどのように行うかは「弁理士法」で規定されており、現在の規定では弁理士の質を担保することも、合格者数を抑えることも困難です。このような状況を変えるためには、「弁理士法」を改正して、試験制度を再構築することが不可避です。弁理士の業務範囲についても法律の規定に左右されません。

改正弁理士法を起案するのは特許庁であり、特許庁が動かなければ弁理士法は改正できませんが、最終的に法案を成立させるのは国会であり、国会で審議するのは国会議員です。改正法案の作成から内閣や国会議員への説明の全てを特許庁に任せきりすることも考えられますが、それでは我々の望む通りになる保証はありません。

政治主導が叫ばれる近時、事案によっては利害関係を有する他団体が国会議員に働きかけて、我々の思わぬ方向に進む可能性も否定できません。このような事態を未然に防止するためにも、弁理士の「政治力」、即ち弁政連の活動の重要性がますます増してきております。

4. 弁理士の政治活動

弁理士に目を向けると、弁政連の活動は、政治に興味がある者が集まって行っているのであり、自分はそのようなこととは距離をおいて生きていけると考えている会員が多いと思いますが、決してそうではありません。殆どの副会長は義務感から活動を続けているのが実情です。弁理士を取り巻く環境、特に弁理士としての生活を確保していくためには、法

律抜き、政治抜きには考えられません。

弁理士という資格は、法律の裏付けがあってはじめて存在できるのであり、その業務も全て法律によって規定されている点についての理解が薄く、政治に関心をもたない会員が多いことも特許庁が法律改正に積極的でない一因といえます。

現在、資格制度の再検討がなされ、今まで弁理士の専業であった業務も他士業に開放するべきだとの論議も始まりつつあります。弁理士会員も「政治」に目を向けるべきときです。

5. 弁政連の存在意義

このような状況にあって、法律案の審議に先立って政治家に対して我々の立場や意見を説明し、一方的な判断をされないように働きかけることは、弁理士の地位や生活を守るためにも、絶対に必要なことです。関係国会議員に直接我々の意見・要望を説明し、我々の立場を理解して貫う必要性は理解していただけるものと思います。政治家への働きかけは、日本弁理士会の会長や役員のみで行うことは不可能です。このような活動は弁政連によらなければ到底実現できないことです。

弁政連は、弁理士法改正と弁理士制度発展のために昭和49年に設立されたもので、本会の意向を代弁し、又は弁理士制度の発展のために継続した政治活動をしてまいりました。現在、法律に裏付けされた資格者団体では、例外なく別途弁政連と同様の政治連盟を設立して政治活動をしております。

5. 弁政連の活動

弁政連の具体的な活動は、日本弁理士クラブ会員を含む弁理士会員からの会費を活動資金として行っております。主な活動としては、弁理士制度に理解がある国会議員、あるいは弁理士業務などに関係する国会議員を訪問して、我々弁理士の立場や要望を説明してご理解いただき、我々の要望が法律に反映されるように活動をしてきています。

又、我々の業務に関連がある大臣に対しても我々

の立場や考えている所を説明し、政策提言なども行っています。現在では、大臣のみならず、副大臣や政務官に対しても弁理士の立場を説明して弁理士に対する理解を深めてもらえるよう努めています。勿論、自由民主党、公明党の議員に対しても同様に我々の立場を理解して貰えるように努めております。特に関係する法律案が審議されるような場合には、弁理士の意見を反映した取り扱いをして貰えるように、弁理士の立場からの法案の内容説明を行う活動などをしております。現在は、本会と共に弁理士法の改正をめざし、又、外国弁護士に弁理士業務を開放する外国弁護士法人に関する法律案の成立阻止を目指して活動中です。

日頃の活動としては、決起集会への参加や各種集会への参加、関連議員の開催する政治資金パーティへの参加などがあります。政治資金パーティは、朝7時30分又は8時から勉強会、12時からの勉強会、16時30分～18時30分頃からの勉強会やパーティ等があります。

弁政連活動の成果としては、例えば、特定侵害訴訟代理権の獲得があります。これは、主に国会議員と弁政連との連携活動により実現したものです。さらに、弁理士法など関連法案成立に際しての国会の付帯決議を実現しており、この付帯決議によってその後の法律の見直し等を実質上義務化することができます。最新の弁理士法改正の際も、国会での弁理士法を見直すべきとの付帯決議を実現しました。この決議に従って、現在弁理士法の見直しが始まって

おり、試験制度の見直し改正を実現すべく、国会議員への説明を続けております。

このような日頃の地道な活動により、政治家との信頼関係を構築し、弁理士に不利益となる真のある法律があればその成立を防ぎ、利益となると思われる法律についてはその成立を目指すようにしております。

6. 最後に

現在、弁政連の活動資金は少なく、活動が制約されております。例えば、弁理士の専権範囲の開放を求めて政治活動を続けている行政書士の政治連盟は、ほぼ全会員が会費を納入しており、その豊富な資金力を背景に多くの政治家との親密な関係を築き、その立場を着実に強化してきております。弁政連では、非常に少ない活動資金での活動を余儀なくされており、最大限の効果が得られるように、政策提言等の知恵出しで対抗しておりますが、これだけでは所詮限界があります。

平成4年12月の臨時総会で、原則として全ての弁理士は弁政連の会員となり、会費を納入する義務が生じました。日本弁理士クラブの会員の皆様も原則として弁政連会費を納入する義務を負っています。弁理士法の改正を控え、又資格制度の見直しが検討されている大切な時期を将来に禍根を残すことがないように乗り切るため、弁政連会費を納入していただけるようお願いいたします。

以上